

2021 年度第 3 回広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

- 1 日 時 2021 年 9 月 29 日 (水) 13:00～15:00
- 2 場 所 Zoom による WEB 会議
- 3 出席者 委員長ほか委員 6 名
事務局：2 名 (東京本部)、1 名 (関西支部)

4 議事要旨

(1) 10 月 22 日(金)開催の合同委員会の議題について

冒頭、委員長からコロナ禍における出勤に係る現状などに触れた挨拶があり、次いで、事務局から事前に送付した資料に基づき、各案件について説明し討議した。

討議・報告の大要は次のとおりである。

《討議案件》

① 協会活動の活性化について

○ 消費者相談研究会の活動の拡充

消費者相談研究会は、全 46 社のうち 15 社が加盟し、ほぼ 2 か月に 1 回、Zoom 配信による WEB 会議により開催しており、お客様窓口を担当している方々が参加して内容も充実した活発な研究会となっているが、研究会に参加していない会員からは、どのようなことを行っているか理解していただいていないことが考えられる。

当訪販化粧品工業協会が賛助会員として加入している日本訪問販売協会にはない、「化粧品」という商品における団体の研究会であり、正に、訪販化粧品工業協会に加入しているというメリット、存在意義を示す会としては、もっと広がりがあると良い活動である。

- ・コロナウイルス感染症が蔓延する前までは、東京に集まる研究会のほか、会社訪問を行うなどして開催してきたが、コロナの非常事態宣言が発出されてから以降は、WEB 配信により開催している。このことから、お互いに遠距離であっても出張することもなく参加し易くなってきてい

るそのメリットを伝えてはどうか。

→ 機関誌、ホームページ、事務局からのメールなどで開催状況は周知しているが、未だ参加していない残りの会員にもアプローチをしてはどうか。

→ お客様窓口担当者が、例えば2名しかいない会員にとっては参加が難しいかもしれないが、有益であることが理解されれば参加する会員も出てくると思われる。当社も参加を検討させたい。

- ・最初から正式に入会してもらうのではなく、「お試し」ないし「オブザーバー」として参加できる会を設けて、新規会員を募ってはどうか。
- ・研究会の冒頭に研究会の内容を説明する時間を設け、そこだけでも参加してもらう方法もある（興味があればそのまま参加していただく。）。
- ・研究会への新規加入を推奨するにしても、研究会の会費の年間1人5,000円は高くないかということについては、研究会の内容の評価との関係になるうえ、その都度会費を徴収するのは難しいこともあり、現状を維持しても良いと考える。
- ・次回の研究会（10/27）では、積み立てた会費を使用し外部に委託して、前半の時間に「ユニバーサルマナー3級講習」を受講する予定である。広報委員会の委員各位におかれても、参加は可能なので後ほど情報共有する。
なお、後半は通例どおり研究会会員相互の情報交換の予定である。
- ・研究会には会員（幹事）として参加しているが、幹事長などとも相談してこれらが進められれば良いと思う。

○その他

- ・事務局の知己や他の団体とのコラボレーションが可能であれば、講演会や景表法の説明等、何か情報提供できる場を設けることができれば良いのではないか。
- ・合同委員会では、実行委員各位からも協会の活性化について意見をいただけるように付記しておくこと。

② 協会事務の整理・見直し・経費削減について

- ・将来的にこのままだと協会の収支が難しくなってしまう、ということについて具体的数値を設けて合同委員会には臨んだほうが良い。
仮に、東京の本部に関西支部の業務を集約するのであれば、集約するメリットやサービス内容は損なわれないこと等を丁寧に説明していく必要がある。

- ・ 関西支部では、8月25日に支部会を開催し、関西支部を東京の本部に集約することとしてその意思の確認をしたとのことだが、支部会員の意思確認の締切りが10月12日とのことなので、次回の合同委員会(10/22)までに、それぞれの事務局間で話し合い・擦り合せをして事務局としての報告を行うこととされた。
- ・ 本案件は「討議案件」ではなく、「報告案件」とする。

③ 第49回定時総会について

- コロナウイルス感染症の今後の状況を踏まえて検討する。

《報告案件》

① 化粧品訪問販売員教材・問題集の改訂について

- ・ 現時点での申込数量
- ・ 旧教材・問題集の廃棄損料の見込み額

② 2021年改正特定商取引法改正法への対応について

- ・ 改正の概要
- ・ 消費者庁における検討会・ワーキングチーム会合資料
- ・ 本年の改正法の規定を化粧品訪問販売員教材へどのように反映するかについては、今後の関係規定の改正内容を踏まえて、広報委員会において検討する。

③ 理事交代について

④ 会員動向について

- ・ 退会会員1社（関西支部）
- ・ 入会相談1社

当該事業者は、「訪販化粧品工業協会入会申込み及び承認に関する内規」の第6条第1項各号の規定の規定には抵触しないものと思われ、実行委員会において再入会を審議いただくことになるものと思われる。

なお、内規第6条第2項の規定も検討されるのではないかとのご指摘のとおり、自主退会の原因になった行為に対して採った再発防止策が適当か、苦情も少ないかとの状況を踏まえて実行委員会において承認していただくことになる。

以上